

# 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト 推進委員会 設置要綱

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(趣旨及び目的)

第1条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人であり、民間社会福祉事業の主たる担い手として大きな役割を果たしてきた。

一方、人々の生活が豊かになり、社会保障・社会福祉制度が充実してきた今日にあっても、核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱え、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあっても必要な支援を受けられない方がいるなど、地域における福祉課題・生活課題は深刻化している。

そのような課題の把握や解決を図るためには、地域住民や社会福祉法人等の連携が求められているところであり、それらの連携を図り、社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進を社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が支援するとともに、社会福祉法人相互が連帯して地域における公益的な取組に参画できるよう、本会に「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(運営主体)

第2条 推進委員会は、本プロジェクトの趣旨に賛同し参画する社会福祉法人（以下、「参画法人」という。）及び本会により運営する。

2 推進委員会の事務局は、本会総務・資金部内に置く。

(推進委員会への参画・開催等)

第3条 推進委員会に参画しようとする社会福祉法人は、本会会長が別に定める参画申込書（様式1）を提出するものとする。

2 推進委員会は、全ての参画法人により構成し、この円滑な運営を図るため別に定める幹事会を置く。

3 推進委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員長及び副委員長はそれぞれ和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会の会長及び副会長とする。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 推進委員会は、必要に応じて参画法人以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 推進委員会のオブザーバーとして和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の参加と、必要に応じて和歌山県福祉保健部他課室のオブザーバー参加を求める。

8 参画法人は、本会会長が別に定める退会届（様式2）を提出することにより、退会することができる。

(幹事会の設置)

第4条 推進委員会の業務推進の円滑化を図るため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、参画法人の中から10名以内の委員で構成する。
- 3 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長2名を置き、推進委員会委員長及び副委員長がその職務を兼ねるものとする。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、その議長を務める。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 幹事会のオブザーバーとして和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の参加と、必要に応じて和歌山県福祉保健部他課室のオブザーバー参加を求める。

(小委員会の設置)

第5条 推進委員会で企画・実施する事業の具体化及び個別課題の検討を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。

(例) *総合相談・支援事業(緊急一時生活支援)      *中間的就労等の推進 *居場所づくり等モデル事業      *被災地支援に係る福祉介護分野の専門的人材派遣システムの構築 等
---

(支援費用の確保)

第6条 本プロジェクトにより県内の社会福祉法人が地域における公益的な取組を連帯して支援するための費用は、参画法人による年会費及び本会の負担金、その他寄付金等をもって充てる。

- 2 参画法人の年会費については、別表のとおりとする。
- 3 年会費・負担金・寄付金等は、本会の一般会計において、区分を明確に分けて管理するものとする。

(個人情報)

第7条 推進委員会の運営及び推進委員会で企画された事業の実施にあたっては、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、本会及び参画法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト  
推進委員会 幹事会名簿

平成29年7月14日現在

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

法人名	主な施設	役職名	氏名	種別
博愛会	日高博愛園・ゆら博愛園 他	理事長	小林 隆 弘	老人
喜成会	喜成会・喜和の郷	施設長	向 井 博 子	老人
わかうら会	わかうら園	事務長	土 山 徳 泰	老人
愛徳園	愛徳整肢園 ビンセント療護園 他	理事長	塩 崎 時 子	障害、 児童
あおい会	太陽の丘・あさも園 他	理事長	土 井 邦 夫	障害
ゆたか会	リハビリ橋本	施設長	上 好 久 子	障害
和歌山つくし会	つくし医療福祉センター・和歌 山乳児院・広瀬保育所 他	センター長	林 龍太郎	児童、障害、 保育
紀伊保育園	紀伊保育園	理事長	森 田 昌 伸	保育
紀之川寮	悠久の郷・悠久の杜	施設長	向 井 久 和	生保、 障害
和歌山県社会福祉協議会		常務理事	栗 山 隆 博	社協

《オブザーバー》

所属	役職名	氏名
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 福祉保健総務課	課長	伊 藤 経 人

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト  
推進委員会 参画申込書

平成 年 月 日

本プロジェクトの趣旨・目的に賛同し、推進委員会への参画を申し込みます。

法人名			
(ふりがな) 代表者氏名			印
法人事務所 所在地	〒		
委員として 参画する者	①代表者に同じ ②別に指名 → (職名 ) (氏名)		
連絡先	担当者	(職名)	(氏名)
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
地域における公益的取組	実施中 ・ 検討中 ・ 未定 (○印)		
法人名の資料・広報 媒体への掲載可否	可 ・ 不可		
会費 (負担金) について	平成28年度末 事業活動収入額	円	区分
	会費 (負担金)	円	

■ 申込書の提出先

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内  
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 (総務・資金部 地域連携班)

電 話 073-435-5224

F A X 073-435-5226

Eメール [enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp](mailto:enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp)

※当申込みにより、「協働プロジェクト推進委員会設置要綱」と「参画法人会費」及び「協働プロジェクト幹事会委員」についてご了承いただいたものと見做させていただきます。

(様式2)

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト  
推進委員会 退会届

平成 年 月 日

本プロジェクト推進委員会を平成 年 月 日付けで退会したく、届け出します。

法人名		
(ふりがな) 代表者氏名	印	
法人事務所 所在地	〒	
連絡先	担当者	(職名) (氏名)
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
主な退会理由		

■退会届の提出先

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内  
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 (総務・資金部 地域連携班)

電 話073-435-5224

F A X073-435-5226

Eメール [enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp](mailto:enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp)

(別表)

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト  
推進委員会 参画法人会費

※法人の規模に応じた会費とする。

区分	法人全体の事業活動収入額	年会費 (負担金)
①	2億円未満の法人	10,000円
②	2億円以上10億円未満の法人	50,000円
③	10億円以上の法人	100,000円

※全国社会福祉法人経営者協議会の会費基準の区分を引用。